

附島保育園 消防計画

附島保育園消防計画

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、附島保育園の防火管理について必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画に定めた事項については、附島保育園に勤務し又は出入りする全ての者に適用するものとする。

(管理権原者の責任等)

第3条 管理権原者は、附島保育園の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。

3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成(変更)する場合、必要な指示を与えなければならない。

4 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

(防火管理者)

第4条 防火管理者は、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行う。

(1) 消防計画の作成(変更)

(2) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施

(3) 火災予防上の自主検査の実施と監督

次の項目を実施し、不備欠陥箇所がある場合は改修促進を図る。

ア	建物	基礎部、外壁、内装、天井、屋外階段
イ	防火施設	防火戸、
ウ	避難施設	階段、避難口
エ	電気設備	分電盤、
オ	危険物施設	該当無し
カ	火気を使用する設備器具(以下「火気設備器具」という。)	給湯設備、ガス設備、
キ	消防用設備等	消火器、自動火災報知設備、放送設備 避難器具、誘導灯

(4) 消防用設備等の法定点検・整備及び立ち会い

(5) 改装工事など工事中の立ち会い及び安全対策の樹立

- (6) 火気の使用、取り扱いの指導、監督
- (7) 収容人員の適正管理
- (8) 職員等に対する防災教育の実施
- (9) 防火管理業務従事者（火元責任者等）に対する指導、監督
- (10) 管理権原者への提案や報告
- (11) 放火防止対策の推進
- (12) その他
（消防機関との連絡）

第5条 管理権原者等は、次の業務について、消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

種 別	届 出 等 の 時 期	届出者等
(1) 防火管理者選任 （解任）届出	防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき	管理権原者
(2) 消防計画作成 （変更）届出	消防計画を作成したとき、又はその事項を変更したとき ア 管理権原者又は防火管理者の変更 イ 自衛消防組織の大幅な変更 ウ 用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更	防火管理者
(3) 訓練実施の通報	消防訓練を実施するとき	防火管理者
(4) 消防用設備等点 検結果報告	1年に1回（総合点検終了後の消防用設備等点検結果報告書）	防火管理者

第2章 予防管理対策

（予防管理組織）

第6条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに、各階及び棟ごとに防火担当責任者を、各部屋又は一定の区域ごとに火元責任者を別表1のとおり指定する。

2 建物、火気設備器具等の点検検査を行う自主点検検査員を別表2のとおり指定する。

（火元責任者の業務）

第7条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の建物、火気設備器具、電気設備等の日常の維持管理
- (2) 担当区域内の消防用設備等の維持管理
- (3) 地震時における火気設備器具の出火防止措置
- (4) 防火管理者の補佐

(自主点検、検査の実施)

第8条 自主点検、検査の実施時期は次のとおりとする。

自主点検、検査の対象	点検、検査実施年月日			検査員等
建物等	4月日	10月日	月日	防火管理者
火気設備器具等	4月日	10月日	月日	防火管理者
電気設備	4月日	10月日	月日	防火管理者
消防用設備等	4月日	10月日	月日	防火管理者

(消防用設備等の点検)

第9条 防火管理者は建物内に設置されている消防用設備等の機能等を維持管理するため、消防用設備等の法定点検を(有)国益商会に委託して、別表3「消防用設備等点検計画表」により行うものとする。

- 2 防火管理者は消防用設備等の点検実施時に立ち会わなければならない。
- 3 防火管理者は法定点検に伴い委託業者から提出された総合点検終了後、消防用設備等の「消防用設備等点検結果報告書」については、1年に1回、消防長に報告しなければならない。

(報告等)

第10条 自主点検、検査及び法定点検の実施者は定期的に防火管理者に報告する。ただし、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに防火管理者に報告する。

- 2 防火管理者は報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修しなければならない。
- 3 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を樹立する。

第3章 火災予防措置

(防火管理者への連絡事項)

第11条 次に掲げる事項を行おうとする者は、事前に防火管理者に連絡し、防火管理上必要な指示を受けなければならない。

- (1) 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき。
- (2) 各種火気設備器具を設置又は変更するとき。
- (3) 改装、模様替え等を行うとき。
- (4) その他防火管理上必要な事項。

(職員)の遵守事項)

第12条 附島保育園に勤務する全ての者は、日常を通じて各種災害を防止するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難階段、通路、ロビー、ホール等には、避難上支障となる物品を置かないこと。
- (2) 消防用設備等の周辺には、装飾等をせずその機能を阻害しないこと。
- (3) 火災を発見した場合は、消防機関(119)に通報するとともに防火管理者に連絡し、災害時の活動計画に定める任務分担により適切な行動をとること。

(4) 喫煙は、指定した場所で行うこと。

(火気使用時の遵守事項)

第13条 火気を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 厨房内は、常に整理整頓しておくこと。
- (2) 火気設備器具は、使用前、使用后必ず点検を行い安全を確認すること。
- (3) 工事を行う者は、火気管理について防火管理者の指示を受けること。
- (4) 終業時には、吸いがら等を指定場所へ集めること。

第4章 自衛消防活動対策

(自衛消防の組織と任務分担)

第14条 附島保育園の自衛消防組織として防火管理者を自衛消防隊長とし、自衛消防隊を別表4のとおり指定する。

(避難経路図等)

第15条 防火管理者は、人命安全を確保するため消防用設備等の設置位置及び屋外へ通じる避難経路図を作成し、職員全てに周知徹底しなければならない。(別図1参照)

第5章 震災対策

(震災予防措置)

第16条 防火管理者及び火元責任者は、地震時の災害を予防するため第2章に基づく各施設器具の点検、検査に合わせて、次の事項を行うこと。

- (1) 建物、建物に付随する施設物(看板、窓枠、外壁等)及び陳列物件の倒壊、転倒、落下の有無の検査
- (2) 火気設備器具の転倒、落下防止及び自動消火装置、燃料等の自動停止装置等についての作動状況の検査
- (3) 危険物施設における危険物品等の転倒、落下等の有無の検査

(地震後の安全措置)

第17条 各火元責任者は、地震後、建物、火気設備器具等の点検、検査を行い、防火管理者に報告し、その安全を確認後、使用開始すること。

(地震に備えての準備品)

第18条 地震に備え次の品目を常に持ち出せるよう準備しておくものとする。

備蓄品目	備蓄場所	備考
医薬品	事務室ロッカー	
携帯ラジオ	事務室ロッカー	
携帯用拡声器	事務室ロッカー	
ロープ、メガホン等	事務室ロッカー	
食料	事務室倉庫	
飲料水	事務室倉庫	

(地震時の活動)

第 19 条 地震時の活動は、第 4 章によるほか、次の措置を行う。

- (1) 火災が発生した場合は、全力をあげて消火にあたる。
- (2) 防火管理者は被害の状況を館内放送等により職員に把握させるとともに必要な事項を指示すること。また、関係防災機関（消防署、町役場等）からの情報を積極的に収集すること。
- (3) 広域避難場所は千代田小学校グラウンドとする。
- (4) 広域避難場所への避難開始は、防災機関の避難命令又は、自衛消防隊長の判断により行う。

第 6 章 警戒宣言発令時の対策

(目 的)

第 20 条 この計画は、大規模地震対策特別措置法の趣旨に基づき、地震予知情報、警戒宣言が発令された場合の防災上の必要な事前措置等の事項を定め、地震発生時の被害の未然防止及び軽減を図ることを目的とする。

(職員への伝達)

第 21 条 防火管理者は、地震予知情報、警戒宣言の発令を知った場合は、職員に対して発令の旨を知らせ計画による措置対策をとるように指示する。

(自衛消防組織)

第 22 条 地震予知情報、警戒宣言が発令された場合、自衛消防組織及び任務を編成替えし別表 4 のとおり定める。

(情報収集及び伝達)

第 23 条 防火管理者は、情報の収集及び周知等を重点に行い、収集した情報を保育園敷地内にいる者全員に伝達する場合は、混乱を生じないように事前に用意した文例を活用して行う。

- 2 情報の収集及び伝達を行うときは、電話の使用を極力避ける。

(安全確保)

第 24 条 発令後の保育は原則として中止し、在館者に対し情報等を提供する。

- 2 職員等の退社は、応急措置対策後国府宮駅周辺の混雑状況を十分に把握し、混乱に巻き込まれないように時差をつけて行う。

(予防措置)

第 25 条 防火管理者及び職員は、発令時に平常時の震災予防措置に加え次の対策を行う。

- (1) 看板、窓枠、外壁等、地震で落下しやすい物の補強
- (2) 建物内に陳列、設置してある物件の転倒、落下防止措置
- (3) 避難上必要な施設、防火区画、防火戸等の緊急検査
- (4) 消防用設備等の緊急検査
- (5) その他

(出火防止)

第 26 条 発令時、厨房等の火気設備器具等の使用は、原則として中止する。また、やむを得ず火気設備器具等を使用する場合は、防火管理者の承認を得て必ず職員に監視させ、直ちに消火できる体勢及び消火器の増強等の安全措置を講じて使用する。

(訓練及び教育)

第 27 条 防火管理者は、応急措置対策に関する訓練及び教育を第 28 条に定める訓練及び教育に合わせ実施する。

第 7 章 教育及び訓練

(防災教育及び訓練の実施時期)

第 28 条 防火管理者は職員に対して次により防災教育及び訓練を行う。

種 別	実施月日	内 容	
防 災 教 育	<u>4</u> 月 日	1 教 育 ・ 消防計画の内容の周知	
	<u>10</u> 月 日		
総 合 訓 練	<u>6</u> 月 日	・ 火災予防上の遵守事項について ・ 震災対策等に関する事項について	
	<u>10</u> 月 日		
部 分 訓 練	通 報 連 絡	2 訓 練 ・ 総合訓練は、それぞれの訓練を連携して総合的に行う。 ・ 部分訓練は、通報連絡、消火、避難誘導の訓練を個別に行いそれぞれの任務及び行動の確認をする。	
			<u>9</u> 月 日
			<u>2</u> 月 日
	消 火		<u>9</u> 月 日
			<u>2</u> 月 日
	避 難 誘 導		<u>5</u> 月 日
	<u>1</u> 月 日		

(訓練の実施報告)

第 29 条 防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合は、別添「消防訓練実施届出書」により消防長に報告するものとする。

付 則

この消防計画は平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

この消防計画は平成 30 年 11 月 28 日から実施する。